

特集2 自転車の交通ルールの周知

1 自転車のながらスマホ、酒気帯び運転の厳罰化

令和6年11月1日、道路交通法の一部が改正され、自転車の運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」）と酒気帯び運転に関しての罰則が整備されました。

ながらスマホに関しては、スマートフォン等を手で保持して自転車に乗りながら通話する行為や画像を注視する行為について、罰則が強化されました。

また、自転車の酒気帯び運転に関しては、酒気帯び運転をした運転者だけでなく、酒類提供者、同乗者、自転車の提供者に対する罰則が新たに整備されました。

自転車のスマホ・酒気帯び罰則強化チラシ



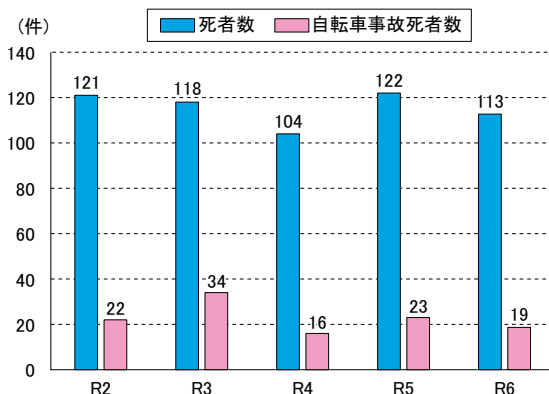
2 自転車に関係する交通事故発生状況

1 自転車に関係する交通事故発生状況

近年、自転車事故死者数はおおむね横ばいで推移しており、交通事故死者全体の約2割を占めています。

埼玉県は、自転車の世帯保有率が全国トップクラスであり、平坦な道路が多いほか川沿いを走るサイクリングロードがあることなどから、自転車事故死者数も全国ワースト上位と高い水準で発生しています。

交通事故死者の推移（5年間）



都道府県順位(令和6年)

順位	都道府県	自転車死者数	全死者数	構成率
1	大阪	34	127	26.8%
2	東京	25	146	17.1%
3	愛知	23	141	16.3%
4	埼玉	19	113	16.8%
5	千葉	17	131	13.0%
	全国	327	2,663	12.3%

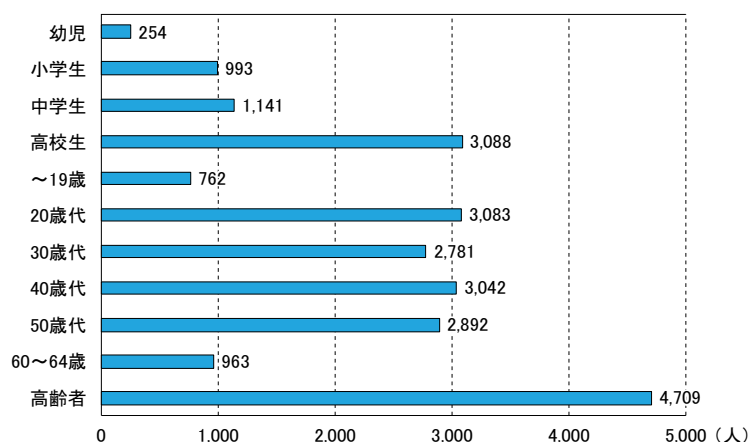
2 自転車事故の特徴

自転車は身近で手軽に利用することが出来る移動手段であることから、幼児から高齢者まで各年齢層で発生している現状にあり、65歳以上の高齢者が最多となっています。

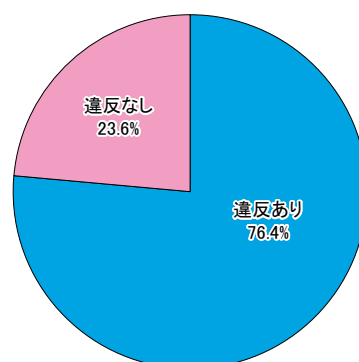
また、自転車事故死傷者には、約8割に「安全不確認」をはじめとする何らかの法令違反が認められます。

令和8年5月までには自転車違反者に対する交通反則通告制度(通称、青切符制度)の適用を内容とする道路交通法の一部改正が施行されることとなっており、自転車利用者の交通ルール遵守やマナーの向上がより一層求められます。

年齢層別・自転車事故死傷者数(5年間)



違反の有無・自転車事故死傷者(5年間)

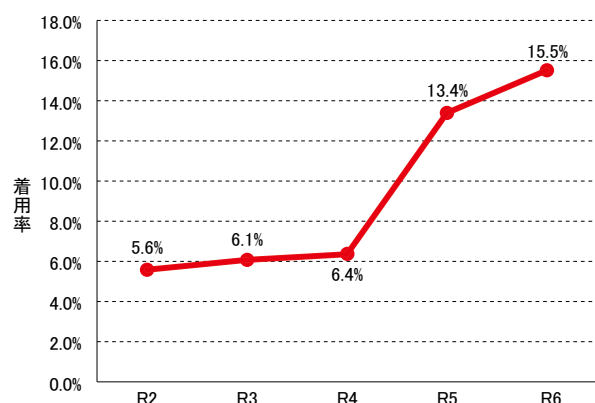


3 自転車事故死者の主な損傷部位とヘルメット着用率

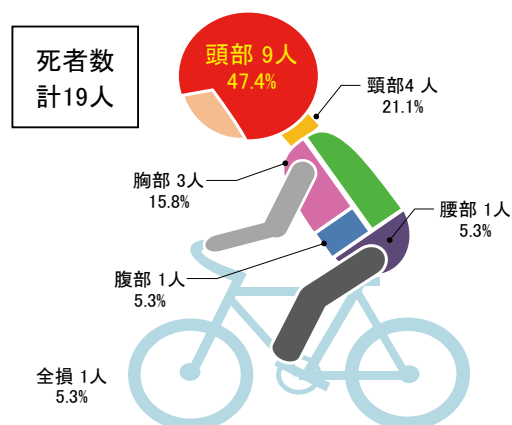
道路交通法の一部改正により令和5年4月1日から、全年齢を対象にヘルメット着用が努力義務となりました。

近年、自転車事故死傷者のヘルメット着用率は上昇傾向にあるものの、令和6年中は15.5%と低迷しており、自転車事故死者のうち約半数は「頭部」に致命傷を負っている現状にあります。

自転車事故死傷者ヘルメット着用率の推移



自転車事故死者の主損傷部位(令和6年中)



3 交通ルールの周知と遵守

1 交通安全教育及び広報啓発活動の実施

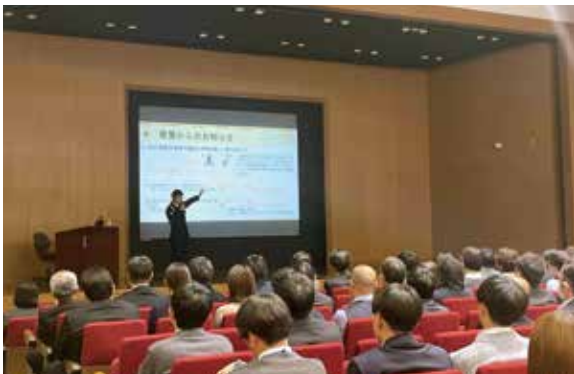
交通ルールの周知と遵守の徹底を図るため、年代に応じた交通安全教育を実施しています。

小学生に対する交通安全教育では、こども自転車運転免許制度を導入し、学科・実技試験での合格者に対して免許証を交付しています。

社会人に対しては、令和6年11月1日に施行された改正道路交通法(ながらスマホ、酒気帯び運転の厳罰化)を交えた交通安全教育を実施しています。

また、広く県民の方へ道路交通法の改正を周知するため、街頭での広報啓発活動も実施しています。

社会人に対する交通安全教育の活動状況



街頭での広報啓発活動状況



2 自転車利用者に対する映像資料の作成

交通違反の事例を交えた、スタントマンによる再現映像資料を作成しました。

この資料では、自転車と自動車の関係する交通事故で、自動車運転者目線の映像も盛り込んでおり、普段、自動車を運転しない人は、自動車からの見え方を把握することにより、より一層防衛運転を心がけることができます。

ぜひ、ご覧下さい。

映像資料のポスターと二次元コード



YouTube

3 自転車運転者講習制度の概要

自転車の乗用中に信号無視や一時不停止、遮断踏切立入り等の政令で定める自転車危険行為を3年以内に2回以上繰り返した者については、自転車運転者講習の受講を命ぜられることになります。

また、令和6年11月1日に施行された道路交通法の改正に伴い、自転車危険行為に携帯電話使用等の違反及び酒気帯び運転による交通違反が自転車危険行為に追加されました。